

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

| | | 所管課室名 | 砂防課 | 整理番号 | 9-7-7 |
|----------|--|-------|-----|------|-------|
| 処分の種類 | 違反事実更正、損害予防設備命令 | | | | |
| 根拠法令等・条項 | 砂防法第30条 | | | | |
| 処分の概要 | 法令に違反した者に対し、違反事実の更正、原状回復、予防設備等の工事を命ずる。 | | | | |
| 処分基準 | 本条に基づく処分は、法律、命令又は許可の条件に違反した者に対し、治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、比例の原則に照らし、違反の程度や治水上砂防の支障の程度から相当と認められるものを選択する。 | | | | |
| 基準の制定根拠 | | | | | |